**令和６年度那覇市HACCP制度確認　応募要項**

この要項は、「那覇市HACCP制度実施検証事業に関する実施要領」に基づき、行うこととする。

**１．応募条件**

食品等事業者からの申請により、次の条件を満たす場合は確認証を交付するとともに「那覇市HACCP制度確認店」として登録します。

①「那覇市HACCP制度実施検証事業　チェック表」にて、合計16点以上かつ各項目で0点がないこと

②食品衛生責任者を設置していること

③衛生管理計画（一般衛生管理および重要管理（HACCP管理））の計画を作成し、従業員への周知を図っていること

④衛生管理の実施状況を記録し、定期的に振り返りを行い、必要に応じて改善していること

※厚労省「HACCPに沿った衛生管理の制度化」実施内容に基づく

⑤HACCPに沿った衛生管理に基づき実施する記録について、営業日の75％以上の記録がなされていること

　※上記の記録については、記録の目的（実施項目の管理目的）を満たすものであれば、自社の記録簿やエクセル等のデジタル記録でも差し支えない。但し、その場合は改ざん防止・翌日を超えるような事後記入の防止措置がなされていること

**２．応募期間**

　令和 ６ 年 ５ 月 １ 日 （ 水 ） から 令和 ７ 年　３　月 31　日 （ 月 ） まで

**３．応募から登録までの流れ**

①申請者は、申請書に必要事項を記入後、那覇市保健所生活衛生課(以下、「生活衛生課」とする)へ提出する。

②生活衛生課は、申請書を受理後、(一社)沖縄県食品衛生協会(以下、「食協」とする)に対して、確認審査を依頼する。

③食協は、依頼された申請に係る対応として、担当者より申請者あて連絡し、施設の立入等を行い衛生管理の実施状況及び記録を確認する。

④食協は、生活衛生課に調査内容等を報告し、報告を受けた生活衛生課は、実施状況を検証した施設の申請内容について、改めて確認を行う。

⑤食協は、生活衛生課の確認後、当該申請者あて確認証を交付（郵送）する。

⑥生活衛生課は、検証した施設を登録するとともに那覇市保健所ホームページにおいて公表する。

⑦食協は、1年ごとにHACCPに沿った衛生管理の定着状況を確認する。（最長3年間）

**５．応募方法**

申請書等に必要事項を記入の上、生活衛生課へ郵送または持参にてご提出ください。後日、担当者よりご連絡いたします。

**６．お問い合わせ先**

〒902-0076　那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所　生活衛生課　食品衛生グループ　　TEL：098-853-7963　FAX：098-853-7965

〒901-2114 浦添市安波茶3丁目5番2号　安波茶交差点ビル103号室

一般社団法人沖縄県食品衛生協会 　TEL：098-871-1523　FAX：098-871-1524